

滋賀県建築住宅センター友の会 規約

(名称)

第1条 本会は「滋賀県建築住宅センター友の会（以下、「センター友の会」という。）と称し、第3条の会員をもって構成します。

(目的)

第2条 一般財団法人滋賀県建築住宅センター（以下、「センター」という。）が「センター友の会」会員（以下、「会員」という。）の皆様に対し、建築・住宅関連業務に必要とされる専門的な情報やサービス等を提供するとともに、会員からのご意見・ご要望等に応える仕組みをつくることにより、会員ならびに地域の皆様の住まい・まちづくりに貢献することを目的とします。

(会員)

第3条 会員は、センター友の会の目的に賛同する次に掲げる方を対象とします。

- (1) センターが実施する業務を利用していただく建築・住宅関係の法人又は個人の方
- (2) センターが実施する業務に関係する法人又は個人の方
- (3) センターが実施する業務に関心のある法人又は個人の方

(提供するサービス)

第4条 センターは会員に対して、次のサービスを提供します。

- (1) Eメールにより、法改正情報等実務に役立つ最新情報やセンターが主催、共催する研修会（法改正説明会等）を優先してご案内します。
- (2) センターの業務に対する各種相談、ご意見、ご要望をお受けするお問合せ窓口（電子メールによる窓口）を設置して活用して頂きます。
- (3) NICE 確認検査受付システムにより、建築確認申請書の作成及び入力データの web 送信ができるシステムを構築して活用して頂きます。（会員は、申請書作成の省力化が図れます。）
- (4) 中間検査、完了検査の検査予約サービスが受けられます。
- (5) ポイントカードサービスが受けられます。
- (6) 明日の検査日程・時刻についてホームページで確認できるサービスが受けられます。

2 前項(5)のポイントカードサービスについては、別に「SKJポイントカード利用規定」を定めます。

(入会・登録)

第5条 センター友の会への入会を希望される方は、所定の手続きにより入会申込みを行い、センターが入会を希望される方に登録完了の通知（会員IDとパスワードの付与）を行うことにより入会手続きが完了します。ただし、センターは次の場合には、入会申込者を登録しないこと、また登録を取り消すことがあります。

- (1) 入会申込み時に虚偽の事項を申告したことが判明した場合
- (2) センターが不相当と判断する行動を入会申込者等が行った場合

(会費等)

第6条 センター友の会への入会費及び年会費は無料とします。ただし、サービスの内容により、テキスト代の実費負担等一部有償となる場合があります。

(会員パスワード)

第7条 会員ID及び会員パスワードは、会員本人の責任において管理するものとし、第三者に使用させてはならないものとします。

2 センターは、会員ID及びパスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負わないものとします。

(変更の届出)

第8条 会員は、入会申込みの際に登録した内容に変更があった場合には、すみやかに所定の方法によりその旨を届け出ることとします。

(退会等)

第9条 会員は、所定の手続きに従っていつでも退会することができます。

2 登録したメールアドレスにセンターからの配信が不達となった場合やその他の連絡方法等により連絡が取れなくなった場合は、当該会員が所定の変更手続き等を行わない限り、当該会員の登録を取り消し退会したものとします。

(登録情報及び個人情報保護)

第10条 入会にあたって会員から提供を受けた個人情報を含む登録情報は、センターが本サービスの提供以外の目的に使用しないと共に、当該会員の承諾によるものを除き一切外部へ開示しないものとします。

2 センターは、会員から提供を受けた個人情報を含む登録情報は、「センター個人情報保護規程」に基づき、適切に取り扱います。

(著作権)

第11条 センター友の会を通じて提供される全ての情報やこれらの情報に関する著作権は、センター及び本サービスのコンテンツ提供者に帰属し、事前の承諾なく複製、改変及び第三者への販売、公表等の行為を禁止するものとします。

(免責)

第12条 センターは、理由の如何を問わず、本サービスの提供の遅延又は中断、並びに会員資格の抹消により、会員または第三者が被った損害等について、いかなる責任も負わないものとします。

2 センターは、センター及び会員が本サービスを通じて得た情報等に起因して発生した会員又は第三者が被った損害等について、いかなる責任も負わないものとします。

3 センターは、センター及び会員が本サービスを利用するに当たりインターネット等の通信回線を通じて送受信される情報に関して、その安全性・機密性について一切の保証責任を負わないものとします。

(その他)

第13条 この規約に定めのない事項については、センター理事長が別に定めます。

付 則

本規約は、平成27年 1月 5日制定、平成27年 3月 1日から施行する。